

平成二十五年六月六日招集

定例市議会

提案理由説明

熊本市

提案理由の説明に先立ち、一言申し上げます。

只今、江藤正行議員、落水清弘議員、くつき信哉議員、齊藤聰議員、三島良之議員、満永寿博議員、白河部貞志議員、倉重徹議員、田尻善裕議員、大石浩文議員、澤田昌作議員の全国市議会議長会表彰の伝達式が執り行われたところでありますが、御受章、誠におめでとうございます。

皆様方の永年にわたる御活躍に心から敬意を表しますとともに、本市発展への御尽力に對し、衷心より感謝を申し上げ、今後一層の御活躍を祈念申し上げます。

説明に入ります前に、職員の不祥事につきまして、お詫びと御報告を申し上げます。

まず、五月二十九日に、スポーツに功績のあった方に対する顕彰金や、イベントの実行委員会などの経費を横領した観光文化交流局職員を懲戒免職処分いたしました。

この横領事件を受け、直ちに本市で取り扱っております全ての公金外会計につきまして、過去五年間に遡り全庁的な総点検を実施した結果、南区職員が、死亡された身寄りのない

方の遺留金品を横領していた事実が新たに判明しましたので、同じく二十九日付で懲戒免職処分としたところであります。

いずれの事案も、併せて、当時の上司を戒告等の処分といたしました。

また、五月二十一日に、盗撮行為を行い、熊本県迷惑防止条例違反容疑で逮捕された臨時講師につきましても、教育委員会において懲戒免職処分とされておりあります。

このように職員の不祥事が相次いだことにつきまして、深くお詫びを申し上げます。

今後の対応といたしまして、「管理監督責任の厳格化」、「過去の不祥事の教訓を風化させない取組み」、「現金を取扱わない仕組みの構築」の三つを柱とする改善方針を定めたところであり、適正な事務処理の徹底に努め、改めまして市政の信頼回復に向けて全力で取り組んでまいる所存であります。

引き続き、三点御報告申し上げます。

皆様ご承知のとおり、元熊本市長 田尻靖幹氏におかれましては、去る五月一日に御逝

去されました。

田尻元市長は、昭和二十九年に熊本市役所に入庁され、多くの要職を歴任された後、昭和六十一年十二月に、第二十五代熊本市長に就任されて以降二期八年にわたり、旧飽託郡四町との合併、アメリカ・サンアントニオ市、ドイツ・ハイデルベルク市、そして福井県福井市との友好姉妹都市締結、更には市制百周年事業「熊本百彩」等を成功に導かれるなど、熊本の飛躍に向けた礎を築かれました。

五月二十八日には「お別れの会」を開催いたしました。当日は、多くの方々にお越しいただき、展示いたしました数々の写真等を通して、熊本市とともに歩まれた田尻元市長の在りし日の姿や、御功績に触れていただいたところでもあります。

ここに改めまして、田尻元市長の生前の多大な御功績に深く感謝を申し上げますとともに、心から御冥福をお祈り申し上げます。

次に、中国・蘇州国家高新区及び上海市訪問についてでございますが、五月二十二日か

ら二十四日までの日程で、鈴木副議長とともに両地域を訪れ、蘇州国家高新区との間で「交流都市」協定締結を行うとともに、上海でのプロモーション活動を行ってまいりました。

本市では、昨年一月に開設しました熊本上海事務所において、上海市のみならず周辺地域へも積極的なPR活動を行っておりますが、従前から日本を対象に交流都市の調査を行っていた同区から、本市と交流関係を築きたい旨の御提案がありました。これを受け、行政レベルでの相互訪問と協議を重ね、今回の締結に至った次第であります。

同区は、中国政府直轄の開発区「国家高新技术産業開発区」の一つであり、日本からの約五百社を含む二千社に上る外資系企業や、八千社近くの国内企業が進出し、工業総生産額は中国国内でもトップランクで、自然、文化とハイテク産業を融合した街づくりを指す開発区であります。

今回、これらの企業の研修や視察先に相応しい日本の都市として、同区と本市との交流都市協定締結となったところであり、今回の協定締結が本市の観光・コンベンション振興

等に大いに資する契機となるものと期待しているところでもあります。

なお、上海市におきましては、様々な企業を訪問し、社員の研修旅行や報償旅行、いわゆるインセンティブツアーの本市への誘致等を働きかけてまいりました。

同市は世界有数の経済都市であり、このようなツアーへの関心が高い有力な企業が数多くありますことから、今後も上海事務所を中心に積極的なプロモーションを展開してまいります。

次に、九州三政令指定都市市長会議及び指定都市サミットin神戸について御報告いたします。

まず、四月十一日、北九州市において開催されました第三回目となる市長会議におきましては、九州における望ましい大都市制度について三市共同でとりまとめた研究報告書を基に、意見交換を行いました。

会議において、三市は、地方分権のあるべき姿として九州における道州制「九州府構想」

を見据えた大都市のあり方等を確認したほか、県費負担教職員の定数の決定や給与等の負担に係る権限について、特に税源確保の観点から更に検討を進めることに合意いたしました。

また、五月二十九日に行われました指定都市サミットin神戸におきましては、先日国会に上程されました生活困窮者自立支援法案に対する意見のほか、多様な大都市制度の実現を求めるアピール等、国に対する積極的な提案・要請を決議したところであります。

それでは、提出議案について、説明に入らせていただきます。

今回の補正予算案は、当初予算編成後間もない時期ではありますが、国の平成二十四年度補正予算で創設された「地域の元気臨時交付金」等を活用した本市の「経済対策」を可能な限り組み入れたところであり、その他、国・県の補助内示に伴うものや、今後の業務推進上やむを得ないものなども合わせて提出しているところであります。

まず、補正予算案の概要について申し上げますと、一般会計において、六十九億五千九

百四十七万円の増額、補正後の予算額二千九百二十三億七千九百四十七万円、特別会計において、二千五百六十万円の減額、補正後の予算額千九百八十七億九千二百二万円、企業会計において、四億八千七百六十万円の増額、補正後の予算額八百二十二億九千七十九万円となり、合計では補正額七十四億二千九十三万円、補正後の予算額は五千七百三十四億六千二百二十九万円となりました。

補正後の予算を前年同期と比較いたしますと、一般会計では五・七%の増、特別会計では二・四%の減、企業会計では〇・三%の増となりますが、全体の合計額では二・〇%の増となっております。

主な内容について申し上げますと、まず、経済対策関連の補正予算ですが、七十五億二千七百五十七万円を計上しております。

今回の経済対策関連の補正予算を大きく二つに区分して申し上げますと、まず一つ目は「地域の元気臨時交付金」を活用した事業であります。

これは、国の「日本経済再生に向けた緊急経済対策」に呼応し、平成二十四年度三月補正予算で計上した本市の「経済対策」の地方負担額を基に国から交付される「地域の元気臨時交付金」を活用し、新たな経済対策に取り組むもので、二十七事業、約十七億七千万円の事業費を計上しております。

この主な内容を目的別に申しますと、まず、「防災関連事業」として、児童養護施設や母子生活支援施設の耐震化工事に対する助成のほか、消防車両七台の購入経費や、農業用排水機場の設備改修に要します経費などを計上しております。

次に、「教育・子ども関連事業」として、小中学校の音楽室及び特別支援学級への空調設備設置に向けた設計経費のほか、小学校や公立保育所の外壁改修に要します経費の前倒しなどを計上しております。

また、「文化・スポーツ関連事業」として、横井小楠記念館の空調改修経費や、水前寺野球場の防球ネットの増設経費のほか、南部スポーツセンターのプール改修に向けた設計経

費などを計上しております。

このほか、区役所や総合出張所などにおける空調や外壁等の施設改修に要する経費、微小粒子状物質「PM_{2.5}」の測定機器三台の設置経費などを計上しますとともに、下水道事業会計では未普及解消に向けた築造工事などを計上しております。

なお、この「地域の元気臨時交付金」については、今回予算計上しております十四億五千四百万円と、平成二十四年度三月補正予算で計上しました三億二千六十万円のほか、三十億六千七百二十六万円を、今回、条例議案として提案しております「熊本市地域の元気基金」に積み立て、今後活用することとしております。

次に、二つ目の「経済対策」は、県の基金を活用したものでありますが、これは県の「地域の元気基金」や「安心こども基金」、「緊急雇用創出基金」を活用し、六事業、約二十二億四千万円の事業費を計上しております。

この主な内容としましては、農業分野における共同利用施設の整備に対する助成や、本

市産業成長戦略の成長産業分野や農商工連携による新商品の研究開発及び販路開拓に対する支援経費などを計上しておりますほか、待機児童の解消に向けた保育士の雇用確保を支援するため、保育士等の処遇改善や再就職支援に要します経費などを計上しております。

次に、経済対策関連以外の主な内容について、部門別に申し上げます。

まず、企画振興部門では、冒頭で御報告いたしました元熊本市長 故田尻靖幹氏のお別れの会開催経費を計上しております。

次に、財政部門では、市税滞納処分に係る不動産の公売決定取り消しに伴う損失補填経費を計上しております。

また、健康福祉子ども部門では、生活保護制度の基準改定に対応した関係システム改修経費や、定期巡回・随時対応型訪問介護看護施設の開設準備経費への助成のほか、来年三月に開館を予定しています（仮称）城南児童館の三月分の指定管理料及び来年度以降の債務負担行為を計上しております。

次に、環境部門では、国連「生命の水」最優秀賞（水管理部門）を受賞したことを記念し、国連事務局や熊本地域十市町村、熊本県、関係機関の参加のもと八月二十日に開催しますシンポジウム経費を計上しております。

次に、農水商工部門では、上通町三・四丁目及び上通五丁目商店街振興組合が実施しますアーケード改修などに対する助成や、地元農家の組合が実施します低コスト耐候性ハウスの整備に対する助成を行うこととしております。

次に、観光文化交流部門では、熊本城復元整備基金への平成二十四年度下半期における寄附金を積立てますほか、先に御報告しました不祥事により、スポーツ振興基金で支払うべき大会出場激励金等に未払金が生じておりますことから、弁償金を財源として、この未払金の精算に必要な経費を計上しております。

続きまして、都市建設部門では、補助内示に伴い、水前寺江津湖公園神水本町地区の用地取得を行いますとともに、国の白川河川改修事業のなかで実施されます明午橋の架け替

え工事に関連した債務負担行為を計上しております。

また、消防部門では、本市が高遊原南消防本部の消防事務を受託するために必要なシステム改修等の準備経費や、補助内示に伴い、はしご車等五台の車両購入を行う経費などを計上しております。

次に、教育部門では、特別支援学級への県費負担教職員加配基準の変更に伴い、加配されなかった十五校に学級支援員を配置する経費や、現在、改定を検討しております給食費の保護者負担を軽減するため、学校給食物資を共同購入しています公益財団法人「学校給食会」へ運営費助成を行いますほか、来年三月に開館を予定しています（仮称）城南図書館の三月分の指定管理料及び来年度以降の債務負担行為を計上しております。

最後に、企業会計ですが、交通局におきまして、補助内示に伴い市電にＩＣカードを導入するための必要経費を計上しております。

このほか、第一回定例会で国の「緊急経済対策関連予算」を追加計上したことで、平成

二十四年度三月補正予算と平成二十五年度当初予算に重複計上となっておりました事業のうち、前年度に補助内示を受けました、十八億二千六百四万円につきまして、今回減額することとしております。

以上が、補正予算の歳出の説明ですが、これを賄う財源として、それぞれの歳出に見合う特定財源を充当いたしますとともに、一般財源としては、当初予算で計上しております。財政調整基金繰入金の減額等で調整しております。

続きまして、条例議案であります。主なものとして、「熊本市太陽光発電のための公共施設の屋根等の使用に関する条例」の制定について説明いたします。

これは、昨年度から再生可能エネルギーによる電気の買取りを電力会社に義務づける「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が始まっておりますが、事業者がこの制度による太陽光発電を行うため、本市の公共施設の屋根等を使用することができるよう、その使用について必要な手続等を定める条例であります。

その他、議案につきましては末尾に簡単な理由を付しておきましたので説明を省かせていただきます。

何とぞ、慎重に御審議のうえ御賛同いただきますよう、お願い申し上げます。